

中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱 について

解体工事を行う際には、建設リサイクル法及び騒音規制法・振動規制法による特定建設作業等について、区へ届出をしていただいております。区では、これらの届出が行われた際に、届出者の方に対し、工事着手前に近隣の方々への説明をお願いしてきました。

しかしながら、これらの法律に該当しない建物規模や工事方法による場合には、区へ届出がなされないため、区からの指導が徹底されなかったり、工事が開始されてから近隣の方々の要望により説明が行われるといった事態が数多く生じてきました。

区としては、これらの状況を改善するために、**中央区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱**の制定を行い、平成17年7月1日から施行いたします。

要綱の主な内容は下記のとおりです。

	木造建築物の解体工事	木造建築物以外の解体工事
対象となる解体工事	中央区内で行う建築物すべての解体工事	
事前周知の看板の設置時期	解体工事の開始の15日前までに設置を行い、区長へ報告を行う	解体工事の開始の30日前までに設置を行い、区長へ報告を行う
近隣説明会等の開催	解体工事の開始の7日前までの早い時期	解体工事の開始の15日前までの早い時期
近隣説明会等の範囲	敷地境界線から10mの範囲	敷地境界線から10mの範囲又は敷地境界線から建築物の高さの範囲のうちどちらか広い範囲
説明すべき事項	<p>①解体建築物の規模・構造 ②解体建築物の位置及び隣接建築物との位置関係の概要 ③工期、解体方法、作業時間及び作業内容等 ④安全対策、騒音・振動・粉じん等に対する公害防止対策 ⑤作業範囲、資材・廃材等の搬出経路、工事車輌の通行経路</p>	

要綱の詳細については、都市整備部都市計画課相隣調整主査（3546-5463）へお問い合わせ下さい。

要綱以外の注意事項

- 特定建設作業及び指定建設作業については、休日及び夜間（午後7時以降）について、原則として禁止されています。
- 建築物にアスベスト等の有害物質が使用されている場合には、それらの物質を除去してから解体工事に着手して下さい。
- ネズミの駆除等を行ってから解体工事に着手して下さい。

- ※1 上記1, 2についての問い合わせ先
環境部公害対策課公害規制係 (3546-5404~5)
- ※2 上記3についての問い合わせ先
中央区保健所生活衛生課環境衛生 (3541-5938)